

日時:令和3年11月15日(月) 15:30~17:00

第21回都道府県議会議員研究交流大会

第1分科会 資料

「非常時における議会のあり方」

【コーディネイター】

法政大学法学部教授 土山 希美枝 氏

【パネリスト】



福島県議会議員 吉田 栄光 氏



熊本県議会議員 溝口 幸治 氏

都道府県議会議長会フォーラム 2021.11.15

災害に議会はどのように向かい合うか
議員、議会にはたらく「引力」を考える
(コーディネーターの視点から)

法政大学 土山希美枝

災害、災害としての感染症と自治体

- 災害における「市民に最も近い政府」としての自治体
 - 拡大する災害規模と広域自治体
- 災害としてのCOVID-19

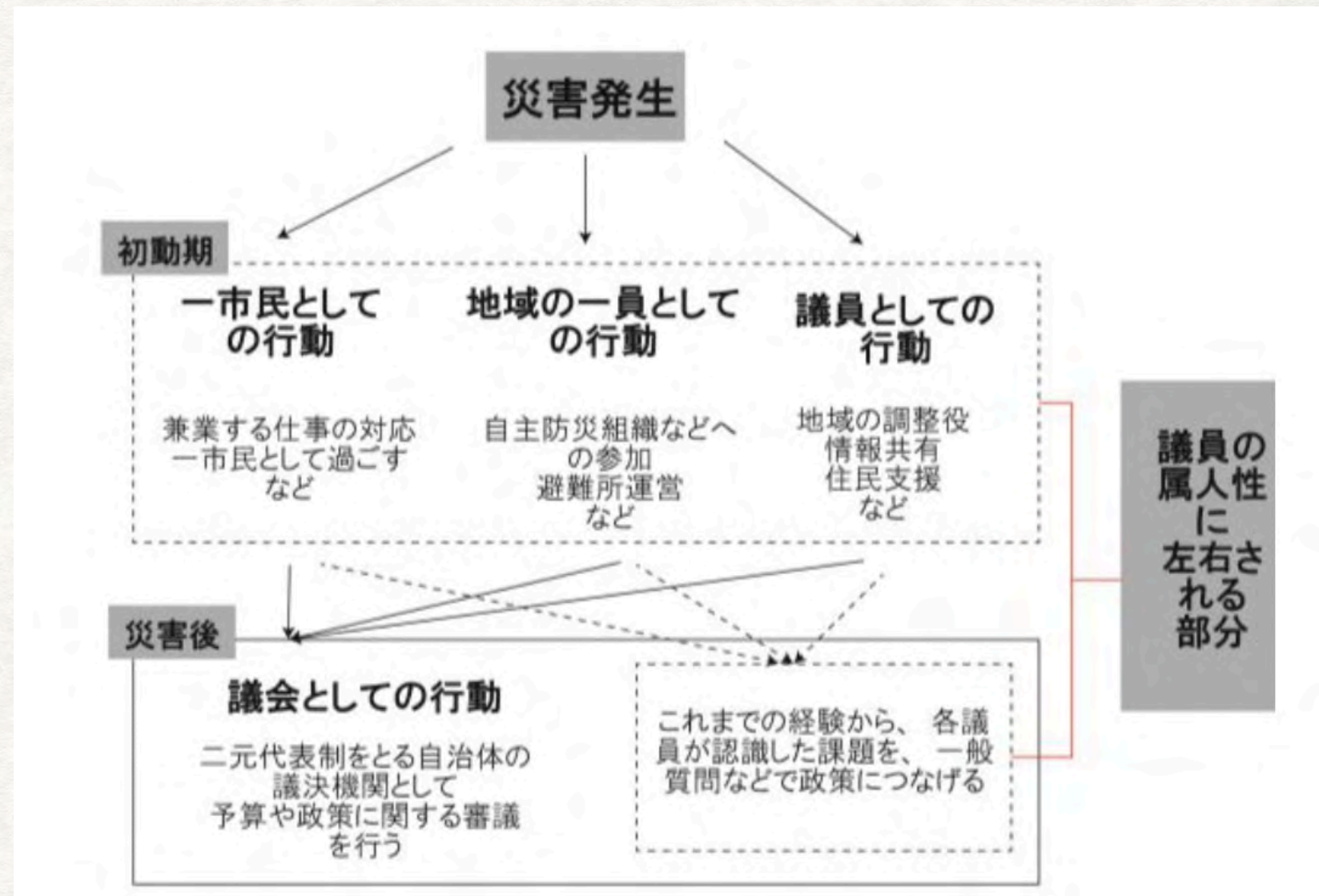
災害における「議員」「議会」をとりまく主体

- 発災期・初動期の議員

- それぞれの議員の「属人性」による対応の違い

- BCPの限界？

- 一市民として、地域の一員として議員として、議会の一員として、という多面性



災害における「議員」「議会」をとりまく主体

- **議会と議員、議会事務局**
 - 議員の集合体としての議会
 - 議会事務局
 - 議長の役割の大きさ
- **議会と行政**
 - 「行政の邪魔をするな」という言説の呪縛
 - 「対応する」組織と「議論する」組織の差
 - 「いつ」まで自制するか？
 - 発災期・初動期に議会がすべきことは何か
 - 専決処分はいつも適切か、事後のチェックは効くか
- **議会と市民（住民）**
 - 都道府県議会議員と市町村と市民（住民）

「議会として」災害にどう向かい合うか

- 議会（都道府県議会）の災害における役割とは何か
 - 引力としての、議員、行政、市民（住民）
- 平時と災害と議員と議会
 - 災害時の対応は、平時の「議会のありかた」が基盤
 - それぞれの「引力」との関係が「議会として」「できること」を規定する
 - 初動期の議員の属人性とBCPをどう両立させるか
 - 初動期の（安全確認以降の）対応予想は属人性を生かして
 - 議会の役割の明確化と情報集積・分類・発信能力の効果

議会



龍谷大学政策学部教授
土山 希美枝

コロナウイルス感染症に対峙するすべてのみなさんに、共鳴とお見舞いを申し上げます。

3ヶ月前は考えてもいなかった状況が、しかも世界レベルで進むこの危機に、それぞれの現場で模索が行われている。

議会の価値をダンピングしない

地震や台風からくればれば緩慢に寄せたが、これは災害である。

災害という危機に議会はどう対応するか。地震や台風のようにしばしばある言説は「議会は行政の邪魔をするな」だ。

たしかに、執行「することが目的の機関にたいして、議会は意思決定する機関だ。意思の集合↓集約↓決断には時間がかかる。行政の裁量に多くを委ねて、必要なことを「することができるよう」すべきという立論は筋が通っている。では、議会は、活動を停止して無音になるべきか。

行政が「する」ことを「邪魔しない」とき、その「する」ことが、「すべき」ことなのか、「したい」ことなのか、「すべきでない」ことなのかは判然としない。制度を構想し対策を考えるときには

最悪の事態を前提にすることが基本だ。行政が「する」ことを「邪魔しない」に徹すれば、裁量が最大化された機会に「したい」ことがなされる。議会の役割は自治体政策が「よい状態」であるように持てる権限で制御することだ。災害のときならそれは停止されるべきか？ 数時間？ 72時間？ 復興計画が策定されるまで？ 安全宣言まで？ その基準は？

平時には両立する「行政の政策活動」と「議会の政策活動」は、危機のときには衝突しうる。しかし、解はどちらか一方のゼロサムではなく、その衝突のなかで「市民のため」のよりよい解を探ることになる。議会が活動を停止しても、議会の責務が停止されるわけではない。また、危機の模索は危機のさなかにしかできないわけではない。危機のときに「首長ができること」つまり行政の裁量をどこまで設計するかは、危機のさなかでなくてもできるではないか。突如の発災でなければ、あるいはそうであっても、インパクトを受けた現在の「その少し先」をめざし、最悪の事態に備えるためにできることはなにか。市民とつながり、情報を流通させることもできよう。過去の災害から「議会・議員がすべきこと」の知見が十分にみつからないなら、「すべきでないこと」を探して備えてもいい。ただし、災害に対峙する「議会の政策活動」がどのようなものであっても、「行政の政策活動」を最大限自由にさせるべきだという思考からは批判される可能性はある。「議会の政策活動」の平時の評価と、実際の能力が、危機における「議会の政策活動」にたいする目線にならう

る。「議会の政策活動」は市民にとって有益かと疑われる目線がなげかけられているなら、議会は身を小さくして「邪魔をしない」よう無音になるべきか。

今回のコロナウイルス感染症対策でも、早々に議事日程を短縮し、閉じた議会は少なくない。それぞれの判断にはそれぞれの理由があるだろうが、議会は「不要不急のときなら活動してもいい」という存在なのだろうか。危機と比較して後回しにできる活動はあるだろうか、それでも、危機だからこそ制御しておくべき案件はあるだろう。議員どうして議論するなら、行政の手を止めることもない。Web会議でもSNSのグループ通話でも、多くの「距離をこえて話し合える媒体」がある時代に、議会が安易にその機能を停止することは、議会の価値をみずから下げる、ダンピングといえる。どの機能をどの段階までどうやって維持し、なにをすることが市民にたいする責任なのか、筋は通っているか。

議員の定数、報酬の問題も同根の部分がある。なにかのありようについて、先に耳に届くのは文句である。だから、批判を避けようとするれば、萎縮する方向になる。しかし、その萎縮は、議会の価値をこれから先の未来にたいしても切り下げることになる。もちろん、見栄や虚勢のために活動しろということではない。議会の価値を、市民にたいする責任を、守るべき筋を自分たちで決め、危機に対峙するということだ。議会の議論が大事だというなら、どんな代替手段を使ってもできるだけ止めない。議会の価値をダンピングしない。平時にも、災害の危機にも。いま、その難題に格闘しているひとりのひとりに敬意を表したい。

議会



龍谷大学政策学部教授
土山 希美枝

新型コロナウイルス感染症が社会の緊急課題としてあらわれてから、2回目の冬がやってくる。5月の拙稿では議会の「対話と議論」を、代替可能な手段を使って維持すべきこと、停止が議会の価値をみずから下げることと指摘した。実際の各議会の対応は多様で、日程や時間を短縮したり、感染症対策にかかる部局への質問を制御したりと、

た事例を聴いた。本
来行われるべき予定
を粛々とこなした議

会も、新型コロナウイルス感染症対策にかかる質問を予定した議員が集まって論点を集約し、代表者が質問することで議会機能を保ちつつ効率化した議会もある。

本稿では、議会内よりも長く止まっていることが危惧される、議会と「市民との対話」の機会について考えたい。

最初の半年ほど、コロナ禍は「ゆっくりやって来た災害」だったといえる。しかし、季節がひとまわりしようとする現在、「直接対面による話し合い」に制約がかかりつつあると、その制約がさらに厳しくなることもありうる状況が年単位で続くだろうことが十分に予想できる。「コロナ禍中だから特別に」という「緊急的対応」の段階はもう終わった。制約がかかる日常でどう議会活動を設計し実施するかが問われる段階になっている(※)。ここでは、市民との対話の機会はこのように担保されているだろうか。

議会報告会に代表される「市民との対話の機会」は、議会内の議事よりかなり多くの議会で中止になっていること、しかもその状態が続くと見込まれることを耳にする。「直接対面による話し合い」の機会を、不特定多数の、しかもこれまで年齢の高い層の参加が多いとされてきた市民を対象に行うことがためらわれる心理は十分に理解できる。そのうえで、「だから慎重になるべきだ」と「だから慎重にやるべきだ」の2つの選択肢が議会に示されていることを指摘したい。議会報告会が「低調で盛り上がりおらず参加者も減少傾向にあってあまりやたかない、しかし数少ない市民との対話の機会となっている」議会があるなら、コロナ禍はそれをやめる口実になるかもしれない。しかしそれは、もちろん、議会としては機能の後退だ。

市民との対話を止めない

市民との対話の機会、議会報告会が議会基本条例に書かれているように議会にとって重要で、「必要不可欠」なのであれば、議会の選択は「慎重にやる」か、「代替の手段を用いる」かになるはずだ。市民との対話はその議会にとってどれくらい重要なものなのか、ある意味、試金石となっている。

「慎重にやる」を選択した議会もある。長野県飯田市議会では、例年同様に7地域で実施する議会報告会を、①人数を限り②委員会の分科会で分散させて③参加者の連絡先把握、受付での検温、アルコール消毒、換気を実施し④席配置を工夫して開催した。対面での対話の機会を実施する場合、現状では、開催時期の感染状況から可能と判断できれば、こうした感染予防措置を周知し、「それでいい」と納得する市民の参集を得ることが前提となるだろう。現状の「慎重」の具体的水準といえよう。

現状では、というのは、例えば、PC

R検査がもっと拡充されて気軽に受けられるようになれば、主催側も参加側もハードルを、もちろんゼロにはならないが、低減できるだろうということだ。龍谷大学政策学部では、学部の学びで地域に出る学生にはPCR検査を1週間前程度のタイミングで受けることができる体制を整えた。より広くそうした体制が整備されるのが期待される。ただ、そうではない現状でも感染状況にともなう集会等の人数の制約、それに応じた対応を前提に「慎重にやる」ことはできる。

一方で「代替の手段」も見ておきたい。議会報告会の報告にあたる部分を録画してインターネット等で配信するという議会もある。ただしそのときは、「対話」性の確保をどうするかが重要である。録画を流すだけでは「対話」にはならない。Zoomのようなウェブ会議形態をいかに、ネット以外の対話の窓口を、投書や電話なども含めて用意する、議会モニターや

参考人制度をつかいた市民の声のひろげに努める。直接対面の機会を実施した議会にとっても、その対面の機会に来ることをためらう市民がいる以上、多様な代替手段を組みあわせて、「市民との対話」を止めない努力が必要である。市民との対話の機会が「必要不可欠」なら、そして、市民との対話が「必要不可欠」ではないとする議会なら、その存在意義自体が問われるだろうことを指摘しておきたい。

コロナ禍中、議会の議論と市民との対話を止めない努力を注ぐ議会に敬意を表します。

※なお、筆者は、ウィズコロナという表現を用いない。ウィズ天然痘、ウィズペストという表現と同質のおかしさをもつ表現であって、新型コロナウイルス感染症は常に対峙し、それがもたらす惨禍を乗り越えることを目指す存在だからである。

●MEMO●

第21回都道府県議会議員研究交流大会
【第1分科会】

非常時における 議会のあり方

福島県浪江町 請戸漁港

令和3年11月15日

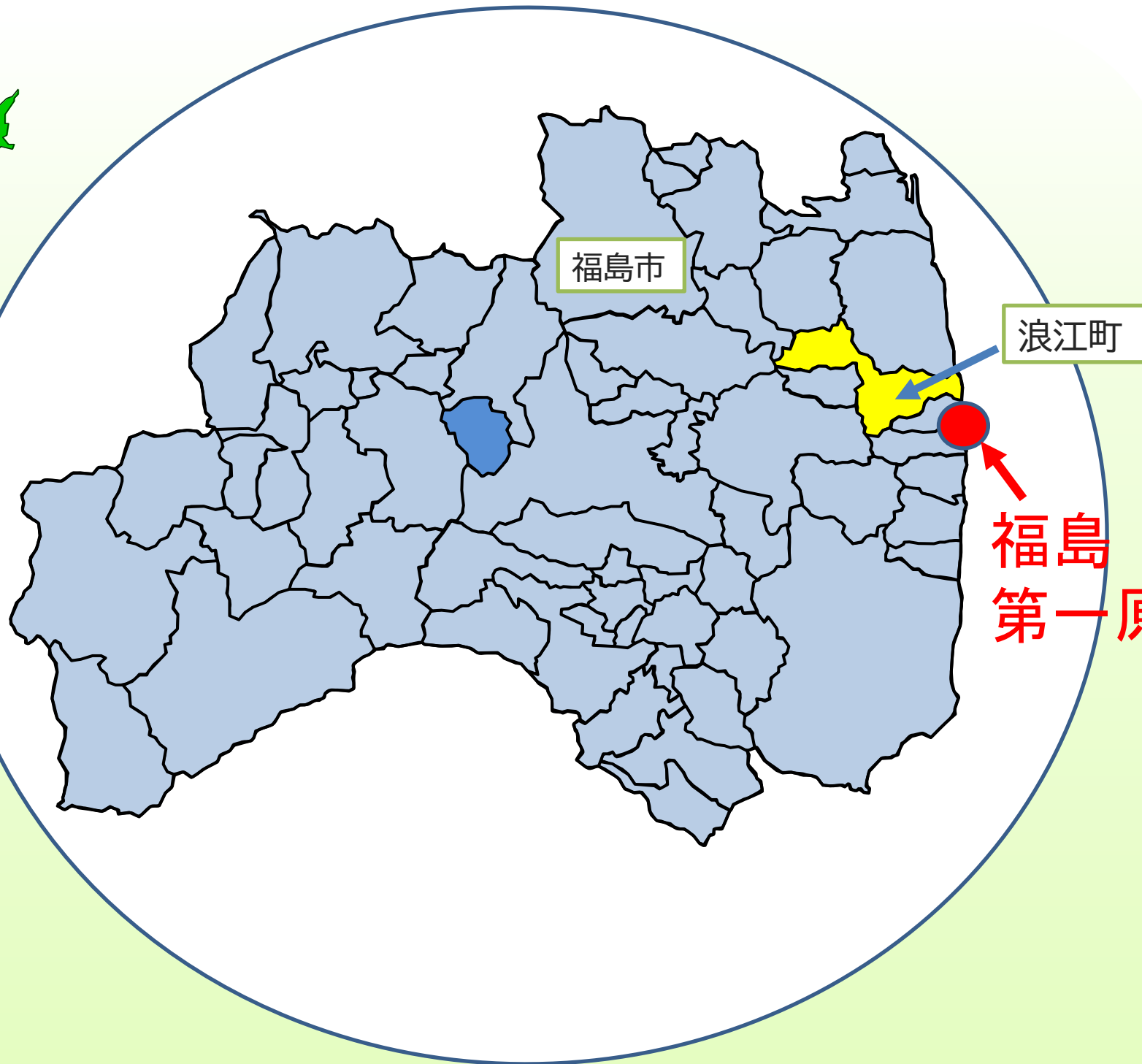
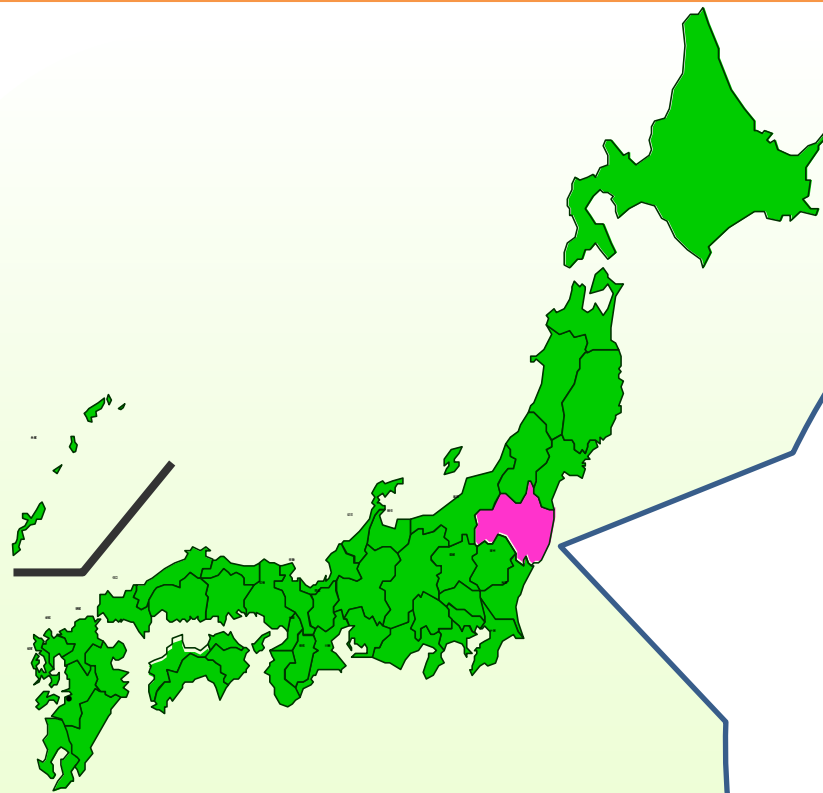
福島県議会議員 吉田栄光

はじめに

東日本大震災及び原発事故から
10年8か月を迎えましたが、
全国の皆様からの御支援を賜り、
一步一步着実に復興に向かっております。

この場をお借りして御礼を申し上げます。

はじめに



【福島県】

- ・人口: 181万4千人
※R3.10.1現在
(全国21位)
- ・面積: 13,784 km²
(全国3位)

本日の流れ

- 1 東日本大震災・原発事故 ～福島県の状況～
- 2 東日本大震災発生時における福島県議会の対応状況
- 3 非常時における議会のあり方

1 東日本大震災・原発事故 ～福島県の状況～

【東日本大震災の概況】

- 1 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
- 2 震源及び規模 三陸沖・マグニチュード9.0
- 3 人的被害(全国) 死者19,747人(関連死含む) 行方不明者2,556人 (R3.3.1現在)

(1) 県内の主な被害状況

人的被害(R3.10.5現在)

死者4,161人
(うち震災関連死2,330人)

住家被害

全壊	半壊
15,435棟	82,783棟

福島第一原発の状況

- 3.11 原子炉自動停止、電源喪失
- 3.12 1号機で水素爆発
- 3.14 3号機で水素爆発
- 3.15 4号機で水素爆発

〈震災直後の状況〉



浪江町請戸地区(H23.3.12)

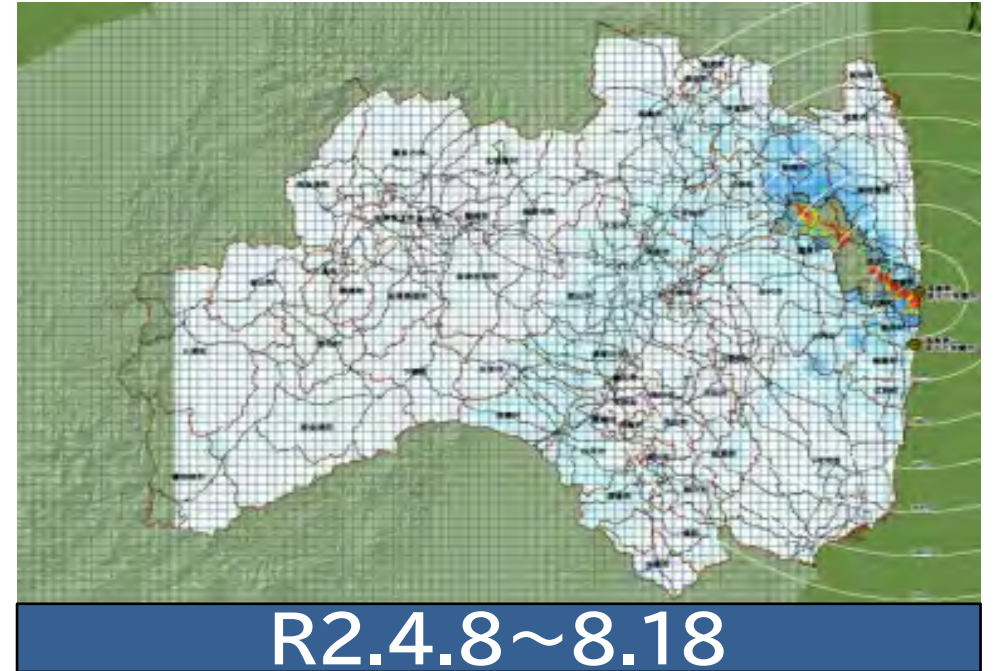
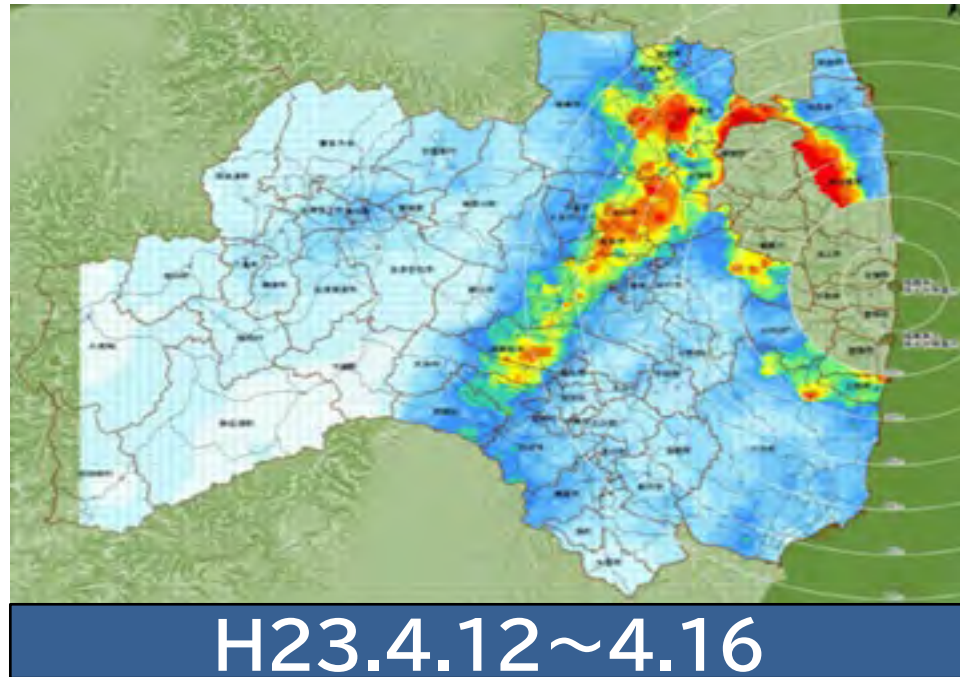


福島第一原発(H23.3.21)

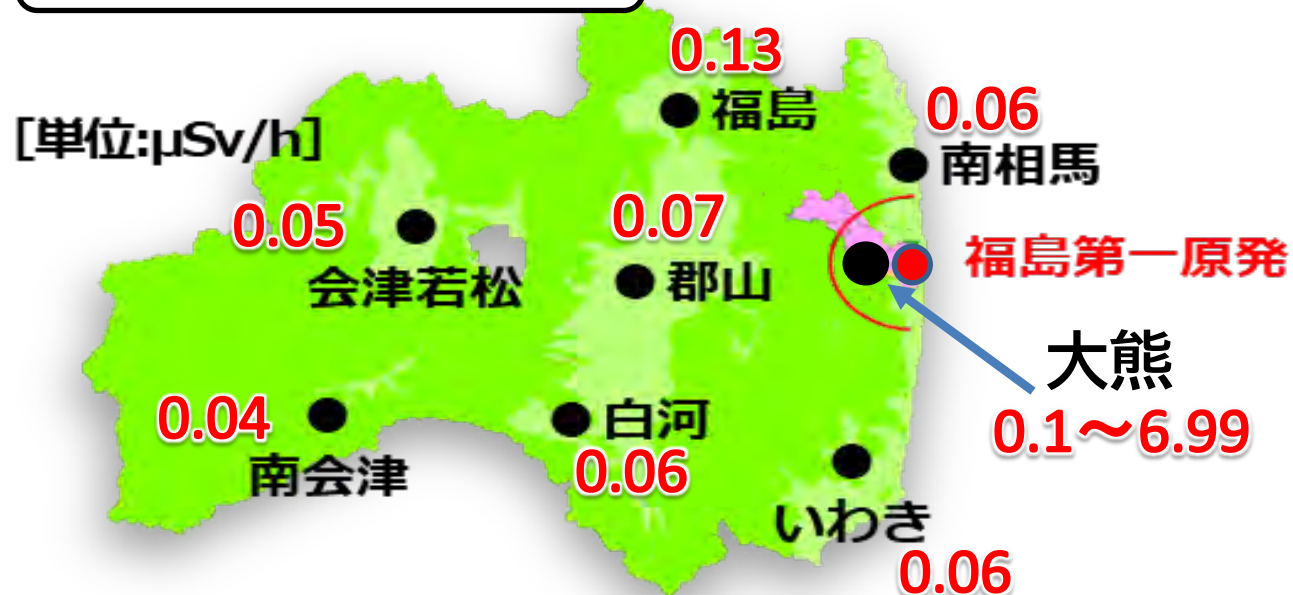
(2) 復興・再生の状況

① 環境の回復

県内の空間線量率



環境放射能測定値 (R2. 9)

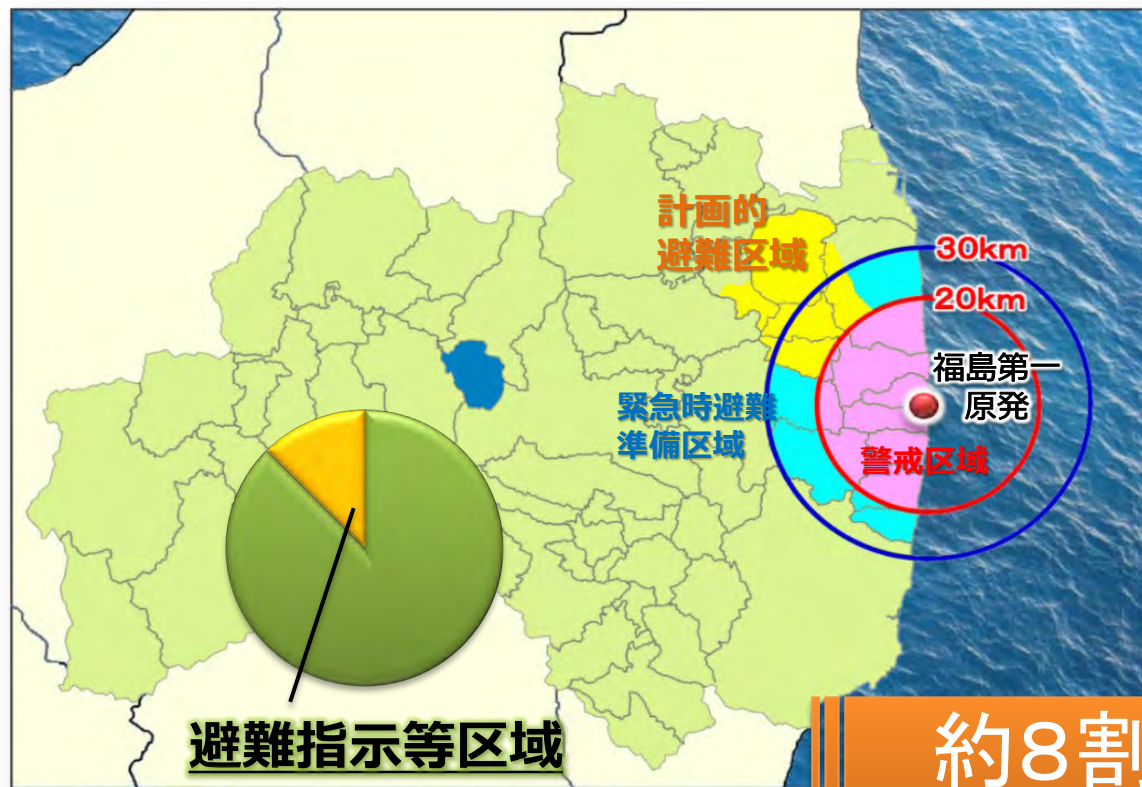


〈参考〉

・東京(R2.9)	0.04
・ロンドン(H30.1)	0.11
・ニューヨーク(R1.1)	0.05
・ソウル(R1.9)	0.12

② 避難指示区域の状況

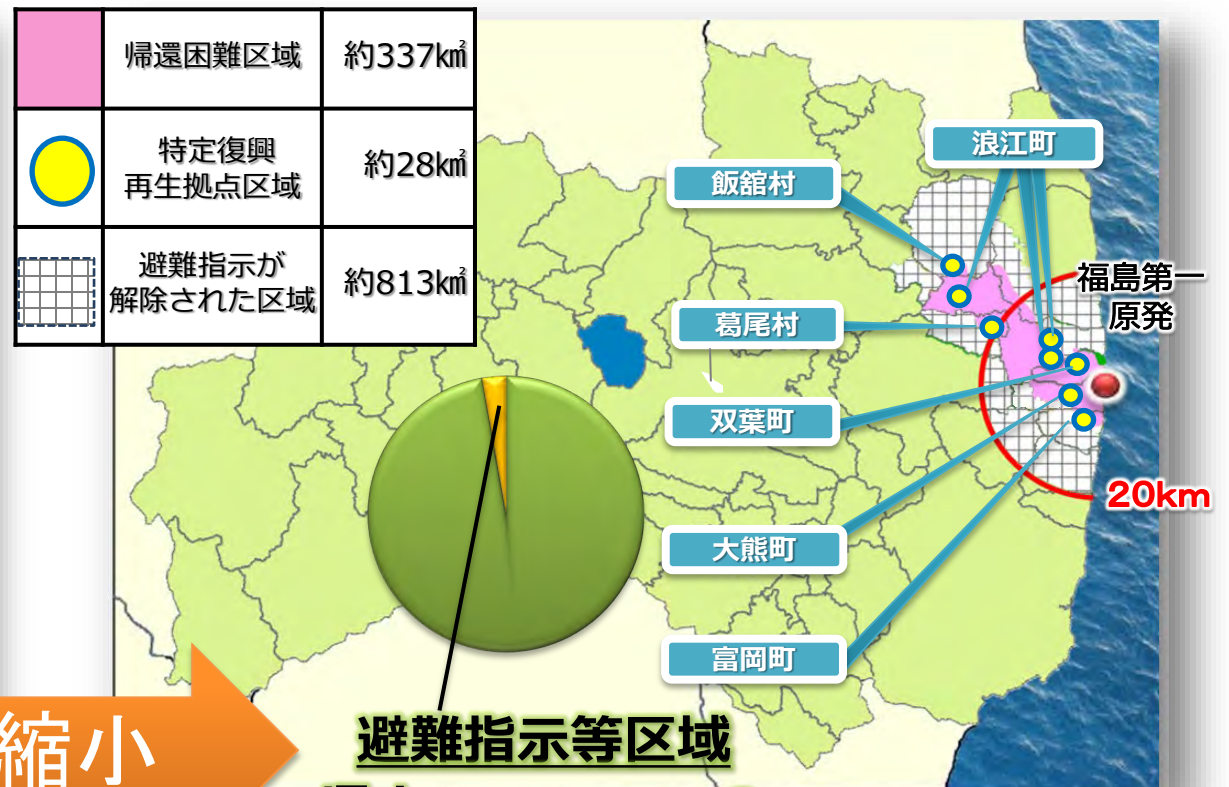
◆ H23. 4. 23時点



避難指示等区域
県土 (13,783km²) の
約12% (約1,600km²)

2市7町3村

◆ R2. 3. 10～現在



	帰還困難区域	約337km ²
	特定復興再生拠点区域	約28km ²
	避難指示が解除された区域	約813km ²

避難指示等区域
県土 (13,783km²) の
約2.4% (337km²)

1市4町2村

約8割縮小

③ 避難者数の推移

【出典】福島県災害対策本部

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」各月報



④インフラの復旧・整備



JR常磐線
R2.3.14 全線運転再開



常磐自動車道(いわき中央IC~広野IC)
R3.6.13 4車線運用開始



海岸堤防、防災緑地、道路の復旧・整備
(広野町)



小名浜港国際バルクターミナル
R2.3.4 暫定運用開始

⑤産業の復興・再生

福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト



福島ロボット テストフィールド

ロボットの性能評価や操縦訓練等の開発実証拠点(南相馬市、浪江町)



福島水素エネルギー 研究フィールド

世界最大級の再エネ由来の水素製造実証拠点(浪江町)



2 大震災発生時における福島県議会の対応状況

(1) 発災直後の対応

日時	事項
H23.3.11(金)	14:46 東日本大震災発生(2月定例会 各常任委員会終了後)
H23.3.12(土)	日程協議のため、代表者会議の3月13日開催を決定
H23.3.13(日)	○代表者会議開催 ・定例会日程の見直しを申し合わせ
H23.3.14(月)	○総括審査会理事会、代表者会議(4回)、各派交渉会、 議会運営委員会(3回)を開催 ・会期の2日間短縮を決定 ・議場使用不能のため、本会議の正庁での開催を決定 ○本会議開催、2月定例会閉会(午後8時閉会) ○県議会災害対策本部設置、第1回本部員会議開催

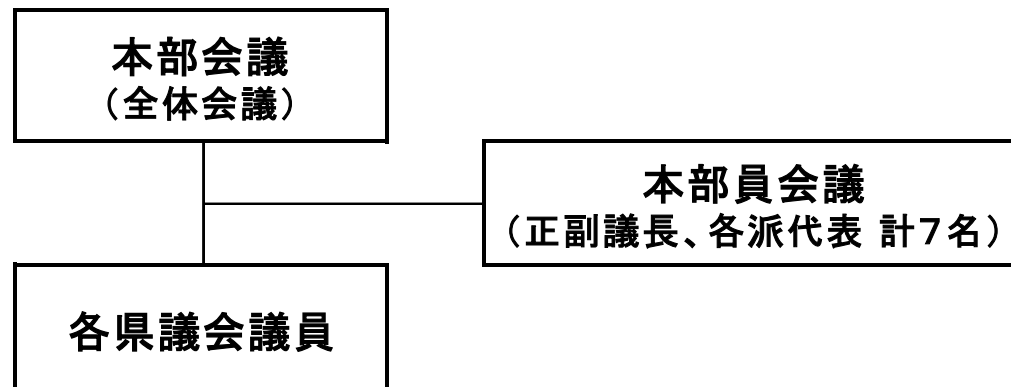
2 大震災発生時における福島県議会の対応状況

(2) 議会としての対応

① 県議会災害対策本部設置 (3.14～5.26)

ア 本部員会議 6回開催

イ 本部会議 1回開催



議長（左）から知事に対し
緊急要請を実施（H23.3月）

- 各議員は、地元地域の被災者支援など災害対策活動を実施
 - 各会派等は地元要望を取りまとめ、議長（対策本部）に報告
 - 各議員から執行部への照会・要望は、議会対策本部を通して実施
- 議長から知事への緊急要請（随時）、国への緊急要請等を実施（8回）

2 大震災発生時における福島県議会の対応状況

(2) 議会としての対応(続き)

②議長が県災害対策本部会議に出席
(発災当初～5月臨時会直前(5.17)まで)

③臨時会の開催(5.18～19)

※ 東日本大震災関連の補正予算等を審議

④臨時会で「東日本大震災復旧復興対策特別委員会」を設置
(5.19～10.20)

※ 正副議長を除く全議員で構成

※ 県策定の「復興ビジョン」「復興計画」に対する提言を取りまとめ、
H23.9月定例会後に、知事申し入れ

3 非常時における議会のあり方

(1) 東日本大震災における福島県議会の対応のポイント

① 柔軟で機動的な議会運営

- 定例会会期の短縮
- 議場使用不能→別会場での本会議開催
- 執行部出席者の人数を限定
- 登庁できない議員は欠席の取扱い
- 作業服での本会議出席可



震災直後の議場の様子

② 地域情報や住民要望の把握・共有・発信

- 県議会災害対策本部を設置
- 議員は、災害情報を収集し、地元地域の被災者支援など災害対策活動を実施
- 各会派等は地元要望を取りまとめ、議長(対策本部)に報告し、議長は県等への要望事項を取りまとめ

3 非常時における議会のあり方

(1) 東日本大震災における福島県議会の対応のポイント(続き)

③ 執行部との連携・役割分担

- ・ 県災害対策本部会議に議長が出席し、本部会議の資料は全議員に提供することにより、情報を共有
- ・ 執行部ではカバーしきれない部分について議員がきめ細かに対応(地元の被災者支援、地元要望のとりまとめ等)

④ 情報窓口の一本化

- ・ 議員から執行部への照会・要望の窓口を議会对策本部に一本化
- ・ 執行部からの回答を議会对策本部でとりまとめて、議員に提供
 - 個別の対応を一本化することによる効率化と情報共有、執行部の負担軽減

3 非常時における議会のあり方

(2) 震災時の対応を踏まえたコロナ禍での議会対応

新型コロナウイルス感染症に伴い実施した福島県議会の主な対応

【参考】
東日本大震災時における福島県議会の主な対応

- (発災直後)
- ・ 2月定例会の会期を2日間短縮
 - ・ 議場使用不能→別会場で本会議開催
 - ・ 執行部出席者の人数を限定
 - ・ 登庁できない議員は欠席の取扱い
 - ・ 作業服での本会議出席可
 - ・ 県議会災害対策本部設置

(平成23年5月臨時会)

- ・ 臨時会の開催 (5月18日～19日)

- ・ 議会災害対策本部を設置し、各議員は、地元地域の被災者支援など災害対策活動を実施
各会派等は地元要望を取りまとめ、議長に報告し、議長は県等への要望事項を取りまとめ
各議員から執行部への照会・要望の窓口を議会対策本部に一本化

- ・ 県災害対策本部会議に議長が出席し、本部会議の資料は全議員に提供することにより、情報を共有

柔軟で機動的な議会運営

住民要望の把握

執行部との連携
情報窓口の一本化

議会運営	臨時会開催	・ 緊急に対応すべき補正予算審議のため、臨時会を開催 (R2.5月、R3.5月、R3.8月)
	開催場所	・ 議席を1席ずつ空けて着席し、傍聴席を議席として利用 (R2.5臨時会) ・ 前半・後半で半数が着席し、半数は別室で中継により審議に臨む (R2.6月、R2.9月定例会) ・ 委員会は、3密とならない広めの会場を使用して実施
	執行部出席者	・ 委員会は、執行部の出席者人数を制限
	感染防止対策	・ 登庁前に検温し、発熱や咳等の症状の場合は登庁自粛、欠席届出 ・ マスク着用、手指消毒 ・ 議場演壇に飛沫感染防止の亚克力衝立設置 ・ 傍聴席の人数制限
	県内外調査の見直し	・ 県外調査中止、県内調査延期
	執行部への照会・要望対応	・ 各会派や各議員において、県内各団体や県民の要望等を聴取 ・ 議員からの執行部への照会・要望窓口を議会事務局に一本化 ・ 執行部からの回答を取りまとめて、各会派を通して議員に情報共有
	情報提供	・ 県感染症対策本部の資料をはじめ、新規性・重要性のある情報等を各会派を通して議員に情報提供

3 非常時における議会のあり方

(3) 非常時に備えた議会運営のために

① 非常時における議会の対応方針、行動マニュアル等の整備

② 議会活動継続のための環境整備

○ICTの活用

○オンライン会議の開催 等

〈福島県の取組〉

- ・福島県議会ICT化検討会設置(R2.10月)
→令和4年度からタブレット端末の試行導入を予定
- ・オンラインによる参考人意見聴取等の取組

ご清聴ありがとうございました



福島県浪江町 請戸漁港出初式
(平成30年1月)

●MEMO●

第21回都道府県議会議員研究交流大会
第1分科会
「非常時における議会のあり方」

令和3年11月15日

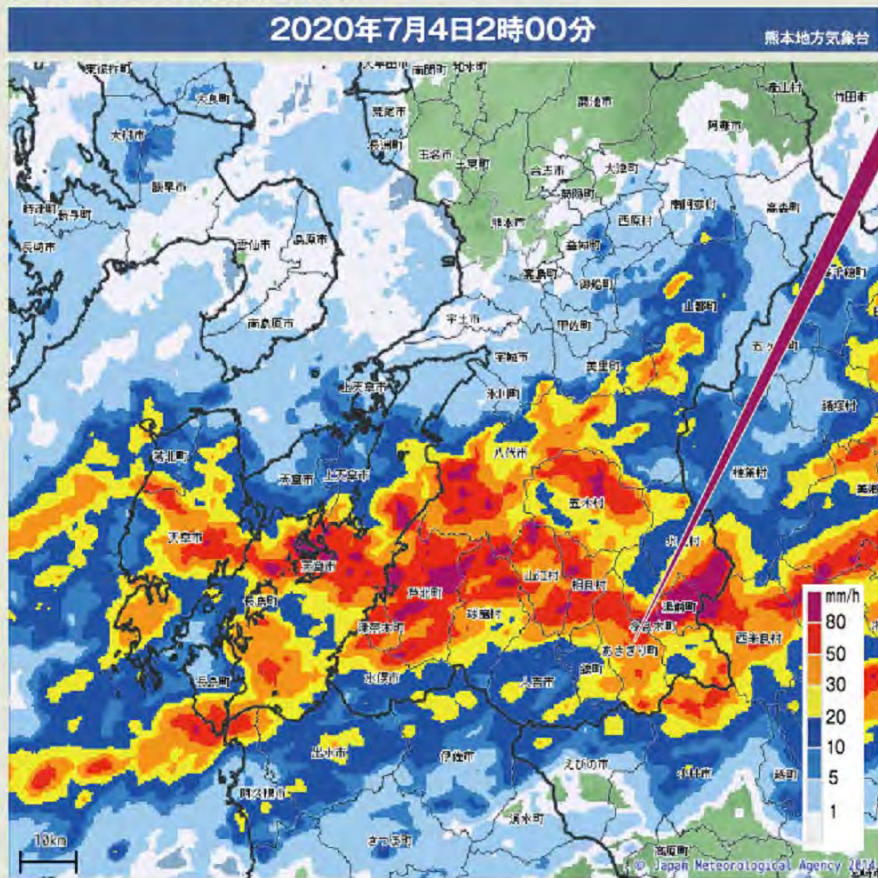
熊本県議会議員 溝口 幸治

令和2年7月豪雨の概要

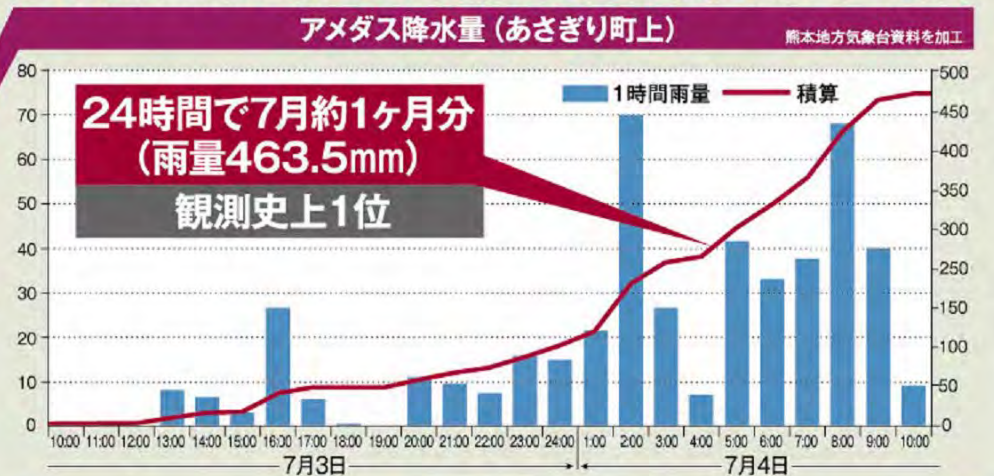
線状降水帯の長期間にわたる停滞
(3日23時頃から4日10時頃までの11時間)

1日で7月約1ヶ月分の降水量
(あさぎり町上 485mm)

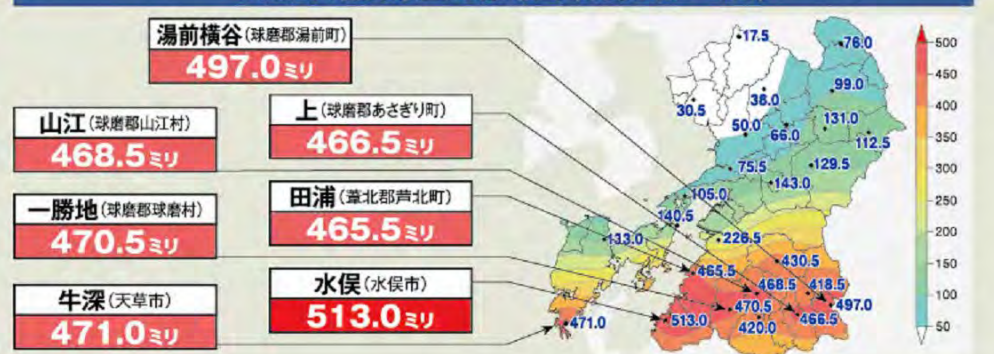
●7月4日の線状降水帯



●7月3日午前10時から4日午前10時までの時間雨量 (24時間)



アメダス総降水量の分布図 (7月3日~4日)



観測開始以来の最高水位を記録

○球磨川の本川の下流部から中上流部及び支川川辺川の各水位観測所において、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水や昭和57年7月洪水を上回る水位を記録し、**萩原、渡、人吉、柳瀬のいずれも観測史上1位**を記録した。



主な被害状況 (※R3.9.30現在)



人吉市 (市街地)



球磨村 (国道219号)

- 【人的被害】 死者 **67**名 (うち災害関連死者 2名) 行方不明者 **2**名
- 【住宅被害】 全壊 1,493棟 半壊 3,115棟 床上浸水 282棟 床下浸水 421棟
孤立集落 166集落
- 【交通インフラ】 道路 729路線 (1,467箇所) 橋梁流失 16箇所
- 【被害総額】 **5,222**億円 (建築物 1,554億円 公共土木施設 1,512億円 農林水産関係 1,019億円など)

川辺川ダム事業の背景と推移

●昭和38(1963)年～40(1965)年に3年連続で水害が発生

死傷者・行方不明者61人、家屋損失・流出1,606戸、床上浸水4,689戸

- ・昭和41(1966)年 川辺川ダム建設計画発表
- ・昭和51(1976)年 川辺川ダム基本計画策定
- ・平成 2(1990)年 住民団体と補償基準妥結
- ・平成 8(1996)年 本体工事着工同意に伴う協定締結
- ・平成 9(1997)年 河川法の改正(治水計画制度の見直し)

- ・平成18(2006)年2月 国は新たな治水計画を策定し、ダム基本計画を見直すとの方針
- ・平成19(2007)年5月 国が河川整備基本方針を決定
→ 河川整備計画策定へ
- ・平成20(2008)年9月 県知事がダム計画の白紙撤回を表明

球磨川流域図



- 流域の地形は、下流部の「河口部」「平野部」、中流部の「山間狭窄部」、上流部の「盆地部」、「源流部(山地)」に大別。
- 人吉盆地で支川川辺川が合流。
- 盆地部の末端において川幅が絞られ、その後、山間狭窄部を流下。
- 山間狭窄部を抜けると扇状地が広がり、扇頂付近で流路が北から西へ変化し、河口に至る。
- 多くの急流支川が人吉・球磨盆地に流入しており、山地部に降った雨がすり鉢状の盆地に集まる地形となっているため、繰り返し洪水被害が発生。



地域選出の議員として

県議会議員当選以来、球磨川流域の治水対策の重要性を訴えてきた（18年間で当該質問を14回取り上げた）

- 球磨川流域はこのままの治水対策で大丈夫なのか。
- 最も重要となる住民の生命を守ることはできるのか。危機感を覚える。
- 抜本的な治水対策がとられていない中で、まさかの洪水に備えることも重要。
- 流域市町村長から不安の声が数多く上がっている状態では、行政としての責任が果たせていないのではないか。



結果的には多くの犠牲を出し、責任を痛感

政治の要諦は生命、財産を守ること

民意は最大限尊重されなければならない

当時の民意によりダム計画は白紙撤回されたが、
球磨川流域はいぜんとして危険な状態であり続けた

【今回目の当たりにしたもの】

民意や世論に従って政策を決定しても、地域住民の生命、身体、財産を守り抜くことにはつながらないという事実



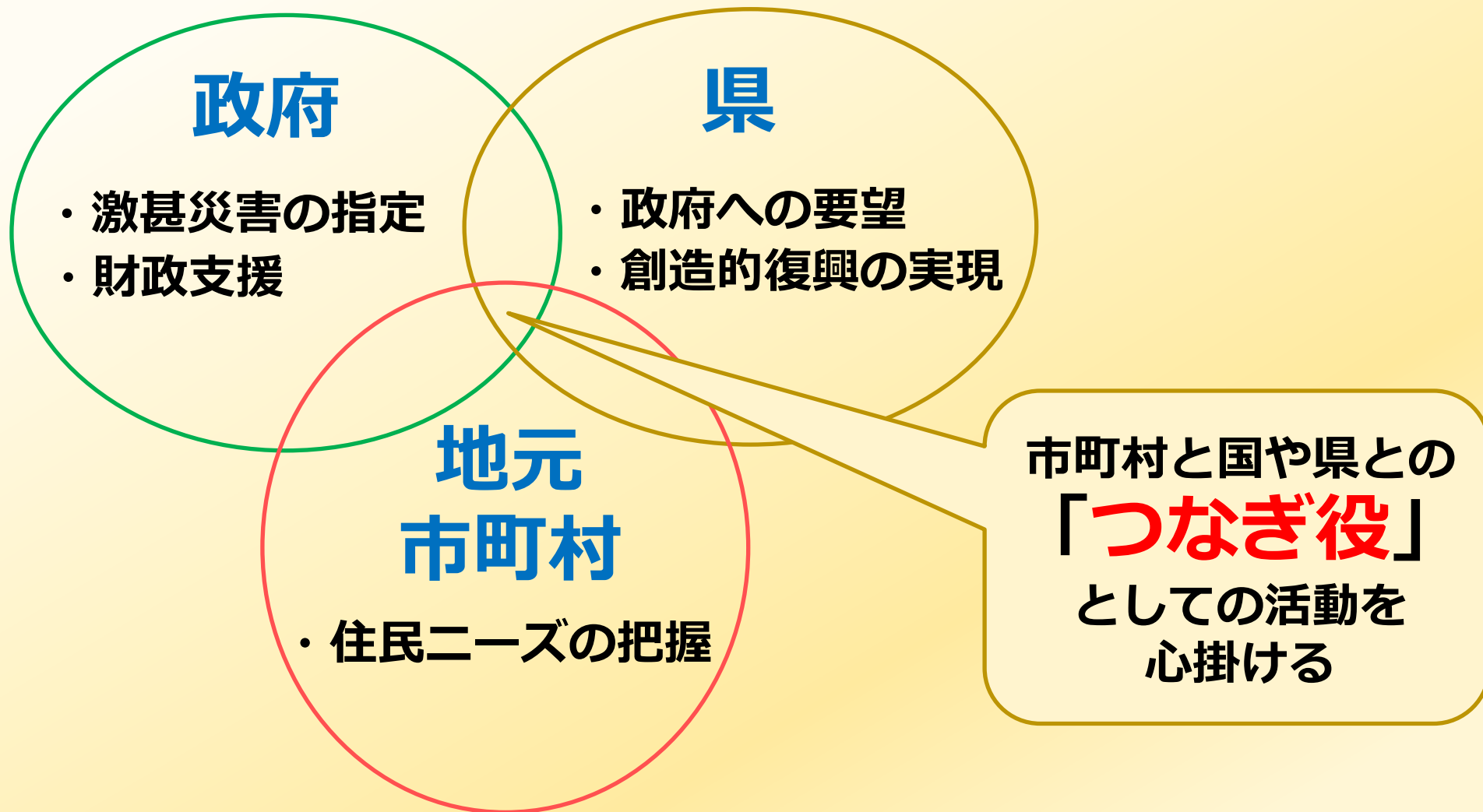
【重要な視点】

熱しやすい世論、移ろいやすい民意から距離を置き、過去と未来に責任を持ち、冷静な判断を下すこと。

地域の対立の歴史を再び繰り返すことなく議論を進めること。

熊本地震の経験を活かす

地域選出議員として



熊本地震の経験を活かす

熊本県議会災害等対策協議会

●当面の基本方針を策定（令和2年7月10日）

被災地における人命救助を最優先とし、担当職員が災害対策にあたる時間を確保することを基本として行動する。

本県議会における
初のオンラインによる参加

具体的には、

- ① 執行部に対する問い合わせ等は各会派又は議会事務局を通して行う。
- ② 災害関連の会議等では、極力、既存資料を活用し、職員に会議のための新たな負担が生じないように努める。
- ③ 各議員への被災状況等の資料提供は行わず、HP等の閲覧で対応する。
- ④ 委員会及び各会派等による現地視察は控える。

非常時に大事なこと

想定外の事態を「想像する力と対応力」

そして「絆」が重要

- 想定を超える災害が起こっていることが想像できたか？
- 多くの住民が苦しんでいることが想像できたか？
- マニュアルにないことに対応できたか？
- その場で適切に判断できたか？

県議会としての動き

7月4日発災

- 熊本県議会災害等対策協議会（7月10日）
 - ➔ 当面の基本方針の策定
- 同協議会による現地視察（8月20日）
- 総務常任委員会による現地視察（10月14日）
- 8月臨時会（8月4日）
 - ➔ 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に関する意見書を提出
- 9月定例会（10月8日）
 - ➔ 川辺川ダム建設を含む抜本的治水対策に関する意見書を提出

自民党熊本県議会議員団の動き

7月4日発災

- 被災地における必要物資のwebによる連絡調整
- 県議団有志による被災地でのボランティア活動
- 県選出国會議員とのweb会議の実施

コロナ対策でZoomを使用したweb会議を検討し、実践してきたことが、災害対応にも役立った。

チーム熊本の取り組み

知事をはじめとする執行部、県選出国會議員、
そして自民党のネットワークが大きな力となった。

主要要望実現項目

激甚災害等の早期指定

- ・令和2年8月25日閣議決定、8月28日公布・施行

公共土木施設等の早期復旧

- ・国の権限代行による道路（国道219号及び県道等）・橋梁の復旧事業に着手（R2.7.22）
- ・国の権限代行による球磨川中流域支川復旧事業に着手（R2.7.28）

被災者生活再建支援制度の拡充

- ・「半壊世帯」の対象化・支給額の増額（R2.12月施行）

被災企業に対する復興支援

- ・なりわい再建支援補助金、持続化補助金等の予算化により支援が実現（R2.7.31）

廃棄物処理施設の復旧等

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金での「半壊」以上の対象化（R2.7.31）
- ・ 熊本地震と同等の財政支援（R2.8.27）

住宅適地に乏しい中での特別な措置による支援

- ・ 「応急修理」と「仮設住宅の供与」の併用の実現（R2.7月）

旅館・ホテル等の支援

- ・ 被災した旅館等を避難所として活用するための応急修理費等の国からの支援が実現

農林水産業の復旧・復興

- ・ 強い農業・担い手づくりのため、農地・農業施設等の支援（補助金等）が実現

児童福祉施設の復旧並びに医療・介護施設等への支援

- ・ 現地建替えが困難な被災保育所の移転を前提とした建替え支援が実現（R3.6月）
- ・ 国民健康保険、介護保険制度等の一部負担金等の免除などに係る財政支援の期間延長



被災地に希望を与えることができた



人吉・球磨の応援
よろしくお願いします！
ぜひお越してください

ご清聴ありがとうございました